



国住昇第 41 号
平成 30 年 3 月 28 日

(一社) 東京ビルディング協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長



エレベーターのブレーキにおける適切な維持管理について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成 29 年 2 月 1 日に神奈川県横浜市内で発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

国土交通省では、製造業者に対し、別添のとおり通知を行い、当該事故の再発防止対策を求めているところです。

また、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(平成 28 年 2 月)の第二章第 1 第 2 項において、昇降機の所有者に対し、保守点検業者に保守・点検を委託する場合、保守点検業者が適切に保守・点検を行うために必要な文書等を閲覧させ、又は貸与することを求めているところです。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記の点に留意し、昇降機の適切な維持管理がなされるよう周知願います。

記

エレベーターの所有者は、製造業者が定めた給油方法、給油周期に関する基準や目視確認が困難な部位に有効な点検方法に関する文書等を受領した場合、保守・点検を委託している保守点検業者に閲覧、又は貸与すること。

※当該報告書の掲載先

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000717.html

(エレベーター製造業界団体) 殿

国土交通省住宅局建築指導課
昇降機等事故調査室長

エレベーターのブレーキにおける安全確保について

日頃より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、平成29年2月1日に神奈川県横浜市内で発生したエレベーター事故について、国土交通省社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において事故調査報告書がとりまとめられました。

当該報告書では、事故原因として、ソレノイド内のプランジャー押しボルトとコイルケース蓋の摺動面において、油膜が切れたことによる摩耗により摺動抵抗が発生し、摩耗粉の滞留により増大した摺動抵抗がブレーキの開閉動作を妨げたためと考えられています。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記のとおり周知徹底するようお願いいたします。

記

1. 正常なブレーキ動作を確保するための給油に関する技術情報について

エレベーターの製造業者は、給油を前提として設計されたブレーキについて、給油方法、給油周期に関する基準や目視確認が困難な部位に有効な点検方法を定めて、所有者等を通じた連絡や自社のホームページで公表する等により、保守点検業者へ情報提供が実施されるよう措置すること。

2. 正常なブレーキ動作を確保する構造設計について

エレベーターの製造業者は、ブレーキの設計時に、プランジャー等のブレーキ動作に係る主要部品について、摩耗の発生等の可能性を考慮し、保守及び点検を容易に行える構造により安全性の向上を図るよう配慮すること。

※当該報告書の掲載先

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000717.html